



環境かわらばん

VOL.6

平成24年2月15日発行

鹿嶋市役所

環境経済部 環境課

電話：82-2911

(内線350~355)

<絶対に許さない不法投棄>



◆不法投棄は犯罪です！

一部のモラルのない人による道路や空き地、山林、河川敷などへの不法投棄が後を絶ちません。

美しい自然を守り、環境保護を進めるため、決められたルールに従って処理しましょう。

皆様のご協力をお願いします。

◆みんなの手で不法投棄撲滅を！

市では不法投棄を防ぐため、環境サポーター制度や啓発用看板、監視カメラの設置などに取り組んでいます。不法投棄を未然に防ぐためには、市民の皆さんの協力が欠かせません。

「不法投棄している」などの現場を見かけたら、車のナンバーや特徴などを確認のうえ、市役所環境課又は鹿嶋警察署に通報してください。



◆不法投棄されない管理を！

不法投棄された廃棄物は、投棄者が判明した場合を除き、原則として、土地の所有者や管理者が処理しなければなりません。

空き地などの所有者・管理者は、廃棄物が投棄されないよう柵や看板などを設置し、定期的に除草をするなど、投棄されにくい環境をつくりましょう。

なお、看板設置を希望する土地の所有者・管理者の方には、不法投棄警告看板を環境課窓口にて配布しておりますので、ご活用ください。